

保障第510号  
令和6年9月2日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

京 都 市  
保健福祉局障害保健福祉推進室  
在 宅 福 祉 課 長  
施 設 福 祉 課 長

### 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の位置付け及び届出について（通知）

平素は本市の障害福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

障害児者（以下、「障害者等」という。）の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障害者等が住み慣れた地域で生活できるよう、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点等」（以下、「拠点等」という。）については、本市では、複数の機関が拠点等の機能を分担して担う「面的整備型」として整備しています。

一方、国においては、令和4年に国連の障害者権利委員会から国に出された勧告において、いわゆる「脱施設」が勧告され、障害のある方がどこで誰と地域生活するのかの選択を可能にし、施設入所から地域での自立した生活への移行を効果的に進めることが強く求められています。また、地域移行を一層進め、住み慣れた地域で生活できるよう、障害者総合支援法に拠点等が規定され、令和6年度報酬改定において、新たな加算が創設されるとともに、市町村が障害福祉サービス事業所等を拠点等に位置付ける際の手順等が示される等、拠点等の整備推進や更なる機能強化が図られているところです。

つきましては、本市において、拠点等の更なる機能の充実を図るため、本年10月から拠点等のモデル整備事業を実施するとともに、拠点等の機能を担う市内の事業所について、所定の加算を算定できることとし、下記のとおり、拠点等を担う事業所に位置付ける際の手順や拠点等の機能に関連する加算届出について、お知らせしますので、拠点等の趣旨目的を御理解のうえ、積極的な届出をお願いします。

### 記

#### 1 地域生活支援拠点等の事業概要

※拠点等の概要等の詳細は「京都市における地域生活支援拠点等のモデル整備事業の実施について」を参照

##### (1) 地域生活支援拠点等とは

拠点等とは、障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある方が住み慣れた地域で生活できるよう、居住支援のための機能を整備し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことです。

＜拠点等の目的＞ ～ 国資料から抜粋 ～

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

## (2) 拠点等の5つの機能について

機能	概要
相談	コーディネーターを配置のうえ、基幹相談支援センターや指定特定一般相談支援事業所等とともに、緊急時の支援が見込めない世帯について、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能
緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入等、必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方など、専門的対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能
地域の体制づくり	地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

## (3) 本市における拠点等の更なる充実について

- 本市では、国の動向等を踏まえ、令和6年3月に新たな「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024－2029）」を策定し、「どのような障害があっても、自分らしく地域生活ができ、地域移行を促進できる環境を整備し、施策を充実する」ことを重点的な視点に掲げ、それを具体的に進めるための施策の1つが地域生活支援拠点等のモデル整備事業であり、本年10月から整備・充実を行います。
- モデル整備事業では、地域生活の継続や地域移行を促進するための「コーディネーターの配置」の他、親元や入所施設等から一人暮らし等への生活の場への移行をしやすくする「一人暮らし体験の場の設置」等の取組を南部圏域（伏見区（醍醐支所管内を除く））において、モデル的に行う予定としておりますが、拠点等を担う事業所については、南部圏域に留まらないため、全市域の事業所を対象とします。

## 2 拠点等に位置付けるための要件及び届出等が必要な加算

### (1) 拠点等に位置付けるための要件

拠点等に位置付けられるためには、地域（圏域）による支援体制の一翼を担う事業所であることを確認する必要があるため、以下ア～オの要件を全て満たす必要が

あります。

- ア 1(2)に記載の5つの機能のいずれかを有していること
- イ 1年以上継続して事業所を運営のうえ、サービスを提供していること
- ウ 地域自立支援協議会に積極的に参加するなど、地域自立支援協議会との適切な連携が図れていること
- エ 障害者地域生活支援センターと適切な連携が図れていること
- オ 関係機関との連携調整に従事する者を配置していること

## (2) 拠点等の機能に関連する届出等が必要な加算

	担う機能	加算	対象サービス
1	相談	地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談支援、障害児相談支援
2	緊急時の受入れ・対応	緊急時対応加算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
3	緊急時の受入れ・対応	緊急時支援加算	自立生活援助
4	緊急時の受入れ・対応	緊急時支援費	地域定着支援
5	緊急時の受入れ・対応	緊急時受入加算	生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）
6	緊急時の受入れ・対応	拠点等として短期入所を行った場合の加算	短期入所 （重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む）
7	体験の機会・場	体験利用支援加算（追加的部分）	生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）
8	体験の機会・場	地域移行促進加算	施設入所支援
9	体験の機会・場	体験利用加算	地域移行支援
10	体験の機会・場	体験宿泊加算	地域移行支援
11	地域の体制づくり	地域体制強化共同支援加算	計画相談支援、障害児相談支援

※各加算の概要や取得にあたっての要件等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」を御確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001297224.pdf>

### 3 事業所が拠点等に位置付けられる（登録される）までの流れ

#### (1) 当室との事前協議

##### ア 概要

国通知では、市と事業所間で、以下の項目について、事前協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有することが定められているため、「イ 事前協議に必要な書類」を添えて、当室との事前協議が必要です。

- ① 拠点の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ② 実際に支援を行う際の連携方法 等

※単に事業所から拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められません。（国通知より）

##### イ 事前協議に必要な書類

- ・ 地域生活支援拠点等事業所登録に係る意向確認資料（別紙1）
- ・ 地域生活支援拠点等事業所届出チェックリスト（別紙2）

#### (2) 圏域の自立支援協議会への報告

拠点等に位置付けられた事業所には、地域における関係機関の連携強化を推進する役割が求められているため、本市への届出前に当該事業所が所在する圏域の障害者地域自立支援協議会の事務局を担う障害者地域生活支援センターへ拠点等に位置付けられる事業所（以下、「拠点事業所」という。）として届出る旨を報告してください。

地域自立支援協議会への報告にあたっては、上記(1)の事前協議を踏まえた「地域生活支援拠点等事業所登録に係る意向確認資料（別紙1）」を提出してください。

#### (3) 本市への届出

地域生活支援拠点等事業所登録届（別紙3）に以下の書類を添付し、当室に提出してください。

- ・ 地域生活支援拠点等事業所登録に係る意向確認資料（別紙1）
- ・ 地域生活支援拠点等事業所届出チェックリスト（別紙2）
- ・ 運営規程の案 ※ただし、拠点等の機能を有することが分かるものに限る
- ・ その他の資料（必要に応じて当室から依頼します）

※別紙1・2については、事前協議から変更がない場合は、再度の提出は不要です。

#### (4) 本市による審査及び通知

当室は上記(3)の届出内容を審査し、問題がなければ拠点事業所として登録し、その旨を届出者に通知するとともに、京都市情報館において、当該事業所が拠点事業所として登録された旨を公表します。

#### (5) 本市へ拠点等に関する各種加算等に関連する届出

拠点事業所として登録された事業所で、上記2(2)に規定する加算を取得する場合は、当室まで、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（加算等に係る届出）を行ってください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000217497.html>

また、加算等に係る届出に加え、運営規程の変更（事業所が拠点等であることを記載したこと）について、変更届出書の提出が必要ですので、併せて当室に提出してください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000170523.html>

#### 4 今後のスケジュール等

拠点事業所としての登録や登録後の各種加算の届出等につきましては、随時、受付しますが、令和6年10月サービス提供分から当該加算の請求を行う場合には、以下のスケジュールで手続きを行いますので、各種締切等のご確認をお願いします。

また、11月以降のサービス提供分については、毎月15日までに加算に関連する届出をしていただければ、翌月から適用されます。

ただし、事前協議や届出の状況によっては、登録を見送る場合等がございますので、ご了承ください。

○スケジュール（令和6年10月サービス提供分から加算請求する場合）

予定	内容
令和6年9月11日（水）	・事前協議資料提出締切（別紙1・2）
（上記資料提出後、随時）	・事前協議実施（※）
令和6年9月25日（水）	・地域支援協議会事務局長への報告締切 ・事業所登録届出締切（別紙1～3及び当室から別途指示のあった書類） ※別紙1・2は、事前協議で修正がなければ提出不要
令和6年9月下旬以降	・事業所登録の決定通知 ・登録事業所の公表
令和6年10月10日（木）	・加算等に係る届出及び変更届出書提出締切

※提出書類及び必要に応じて面談により事前協議を行います。

#### 5 留意点

- (1) 拠点等の5つの機能のうち、1つでも担う機能があれば拠点事業所として、登録は可能です。また、登録は必須ではありません。
- (2) 拠点事業所としての登録は、事業所ごとに登録が必要です。（意向確認資料等の書類も事業所ごとに必要となります。）
- (3) 計画相談支援（当室所管）と障害児相談支援（子ども家庭支援課所管）の両方の指定を受けている事業所が拠点の事業所登録を希望される場合の事前協議は、当室において、一括で行います。

ただし、拠点事業所登録後の各種加算の届出については、子ども家庭支援課に対しても届出を行ってください。

## 6 問い合わせ先

### (1) 事前協議について

＜訪問系サービス・相談系サービス＞

保健福祉局障害保健福祉推進室 在宅福祉第一担当 075-222-4161

＜日中活動系サービス（通所）＞

保健福祉局障害保健福祉推進室 施設整備担当 075-222-4161

### (2) 拠点等に関する各種加算に関連する届出について

保健福祉局障害保健福祉推進室 事業者指定担当 075-222-4161

※各種加算の要件については上記(1)の各サービス担当